

I-④ いじめに関するその他活動（①～③に分類できない教育実践）

（信州大学・教育学部）

○長野県生徒指導総合対策会議の委員として長野県教育委員会へ協力

長野県教育委員会は、児童生徒の生徒指導上の問題や課題の解決に向け、学校・教育委員会が的確に対応するための専門的な支援と助言を行ない、学校・家庭・地域社会等における児童生徒の健全育成に資することを目的として「生徒指導総合対策会議」を設置している。教育学部では、長野県教育委員会からの委嘱を受け、生徒指導総合対策会議へ学部教員1名が委員を担当。8月の臨時会議では、長野県におけるいじめの現状と対策についての報告を受け、長野県教育委員会のいじめ対策のあり方についての協議を行なった。